

移動等円滑化評価会議四国分科会の設置について

令和元年 7 月 17 日
四国運輸局交通政策部
四国地方整備局企画部

1. 組織

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第四条第一項及び第五十二条の二の規定に基づき、国土交通省において設置された移動等円滑化評価会議の下に、四国における移動等円滑化の進展状況を把握し、及び評価するため、四国分科会（以下「分科会」という）を設置する。

2. 役割

分科会は、次に掲げる事項を行う。

- 一 四国の移動等円滑化の進展状況の把握・評価
- 二 四国の事業者・施設設置管理者・自治体等による先進的な取組の情報共有等
- 三 その他必要な事項

3. 委員

- (1) 委員は、四国における移動等円滑化に係る施策に関し知見を有する者のうちから、四国運輸局長又は四国地方整備局長が委嘱する。
- (2) 移動等円滑化に係る特別の事項を把握評価させるため必要があるときは、臨時委員を置き、委嘱することができる。

4. 委員の任期

- (1) 委員の任期は、二年以内とする。
- (2) 委員は、再任することができる。
- (3) 臨時委員は、その委員に係る当該特別の事項に関する把握評価が終了したときは、解任されるものとする。

5. 委員の構成

- (1) 分科会に、分科会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 分科会長は、分科会の事務を掌理する。
- (3) 分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6. 事務局

事務局は、四国運輸局交通政策部消費者行政・情報課及び四国地方整備局企画部企画課に設置する。

7. その他

前各項に定めるもののほか、分科会に関する事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

移動等円滑化評価会議 四国分科会 委員

(学識経験者)

1	徳島文理大学 理工学部 電子情報工学科 教授 藤澤正一郎	
2	近畿大学 理工学部 社会環境工学科 准教授 柳原 崇男	

(高齢者・障害者団体)

	団 体 名	備 考
3	(公財)香川県老人クラブ連合会	(ブロック代表)
4	(公財)香川県視覚障害者福祉協会	(ブロック代表)
5	全国脊髄損傷者連合会 香川県支部	(ブロック代表)
6	香川県障がい者スポーツ指導者協議会	(他委員：脊損連合会) が所属
7	(公財)香川県身体障害者団体連合会	(県単位)
8	四国ろうあ連盟((公財)香川県聴覚障害者福祉協会)	
9	手をつなぐ育成会四国連絡協議会((社福)香川県手をつなぐ育成会)	
10	(一社)日本発達障害ネットワーク	(ブロック代表)
11	香川県精神障害者家族連合会	(県単位)
12	自立生活センター・星空(CIL星空)	全国自立生活センター協議会加盟団体、 DPI日本会議関連組織

(支援団体)

	団 体 名	備 考
13	NPO法人 わをん	認知症サポート団体
14	NPO法人 福祉住環境ネットワークこうち	現：バリアフリーリーダー

(施設設置管理者等)

	事 業 者 団 体 名	備 考
15	四国旅客鉄道株式会社	
16	四国鉄道協会	
17	四国バス協会	
18	四国旅客船協会	
19	四国ハイタク協議会	
20	高松空港株式会社	空港ビル運営会社

(自治体)

	自 治 体 名	備 考
21	徳島県	
22	香川県	
23	愛媛県	
24	高知県	
25	高松市	共生社会ホストタウン

(国)

26	四国運輸局 交通政策部	
27	四国地方整備局 企画部	
28	大阪航空局 高松空港事務所	